

事業系ごみ

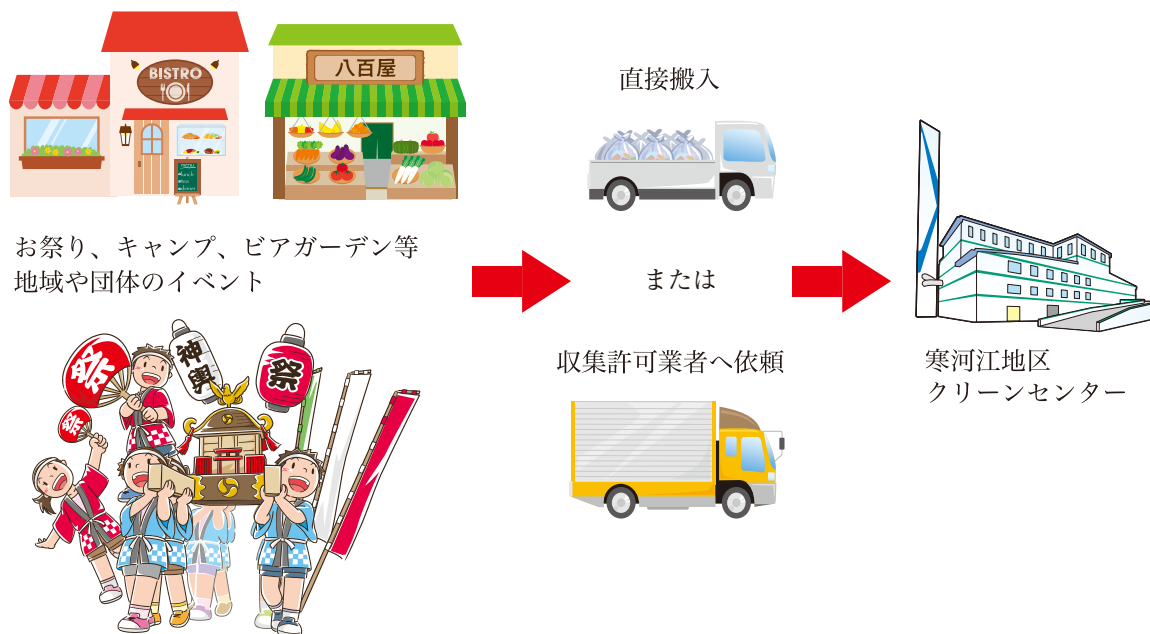
事業系ごみとは、料理飲食店、旅館、商店、スーパー、工場、事務所、医院、役所、学校等の事業所から生じたごみを言い、自ら処理する義務があり、ごみ集積所には出すことができません。

事業活動で生じたごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、クリーンセンターでは「事業系一般廃棄物」の処理を行います。

注意事項

- ① 事業者が、クリーンセンターに直接搬入するか、ごみ収集許可業者に依頼する必要があります。
- ② お祭り、キャンプ、ビアガーデン等地域や団体のイベントで生じたごみは、事業系ごみとなりますのでご注意ください。
- ③ 燃えがら(薪ストーブの灰等)、木製パレット、プラスチック類、ゴム類、金属類、ガラス類、陶磁器類などは、業種を問わず産業廃棄物となりますので、クリーンセンターでは受付できません。産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

事業系ごみ



農業用ビニール類の処理

さくらんぼハウスやシートの廃ポリ・肥料袋等の農業ビニール類は産業廃棄物ですので、産業廃棄物処理業者又はJAさがえ西村山に問い合わせてください。

家庭菜園で使用した農業ビニール類は、一般廃棄物ですので、クリーンセンターで処理します。